

令和6年度外国人材活躍促進事業委託業務落札者決定基準

令和6年4月22日

北海道総合政策部国際局国際課

## 1 落札者決定基準の位置付け

この落札者決定基準は、北海道総合政策部国際局国際課が実施する令和6年度外国人材活躍促進事業委託業務（以下「業務」という。）の総合評価一般競争入札に係る入札書及び企画提案書を提出した者のうち、価格その他の条件が最も有利な者を決定するための基準を示すものである。

## 2 総合評価による落札者の決定方法

入札書に記載された業務の入札価格が予定価格の範囲内にある者のうち、入札価格に係る評価点（以下「価格評価点」という。）と入札価格以外の要素に係る評価点（以下「技術評価点」という。）を合計して得た数値が最も高い入札者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札者とする。

この場合において、最も有利な入札者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

なお、入札者が1人の場合、価格評価点については予定価格の範囲内、技術評価点についてはすべての必須項目で評価基準を満たしているものを落札者とする。

## 3 価格評価点

価格評価点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に、価格評価点の配分得点を乗じて得た数値（小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位止めとする。）とする。

$$\text{価格評価点} = (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{価格評価点の配分得点}$$

## 4 技術評価点及び評価方向

技術評価点は、「令和6年度外国人材活躍促進事業委託業務評価項目及び評価基準並びに配点」（以下「評価基準」という。）に基づき、評価基準に記載する評価項目毎に次により評価を行い、各評価項目の得点を合計して得た数値とする。

- (1) 必須項目（企画提案指示書の「8 審査基準」1①～③、2①～④）が評価基準を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには基礎点10点または20点を与え、満たしていないものには0点とし、一項目でも満たしていない場合は失格とする。

必須項目以外の項目については、その提案内容に応じて評価基準に示す点数の範囲内で加点する。

- (2) (1) の評価は、北海道が設置した令和6年度外国人材活躍促進事業委託業務の契約

に係る総合評価審査会において審議する。

(3) 技術評価点は、総合評価審査会の各構成員の採点の平均点をもってその得点とする。

#### 5 価格評価点と技術評価点の配分得点

価格評価点と技術評価点の得点の配分については、要求する技術等の要素により当該業務の成果が大きく影響されることから、技術評価点に重点を置いた総合評価を行うこととし、その配分は、次のとおりとする。

区分	価格評価点の配分得点	技術評価点の配分得点	合計
配点	50点	150点 うち基礎点 90点 うち加点 60点	200点